

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和3年3月16日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債に係る同意等（最終協議分等）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山中地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第 3 項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和2年度地方債同意等額（最終協議分等）について

1. 同意等額の総額

○ 地方公共団体から提出のあった起債協議等に基づき、同意等額を通知

(単位：億円)

	既通知等額 (1次、臨時、 個別、2次、 届出) (A)	今回 通知額 (B)							合計 (A+B)	地方債 計画額
			当初 予算分	補正予 算1号	補正予 算2号	予備費 (7月)	予備費 (9月)	補正予 算3号		
通常 収支分	(223) 143,324	(5) 18,380	(5) 7,786						(228) 161,704	(250) 149,934
東日本 大震災分	(0.01) 95	(0.60) 0.05	(0.60) 0.05						(0.61) 95	(2) 24
総計	(223) 143,419	(6) 18,380	(6) 7,786	(0) 6	(0) 8	(0) 85	(0) 5	(0) 10,490	(229) 161,799	(252) 149,958

※ () 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。

○ 今回、同意等額を通知する主な事業債

補正予算債 (8,774 億円)、減収補填債 (6,249 億円)、
災害復旧事業債 (1,200 億円)

2. 同意予定通知日

3月18日(木)

○ 地方債同意等額について(令和2年度最終協議・補正1号・補正2号・予備費(7月31日閣議決定分)・予備費(9月15日閣議決定分)・補正3号)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (最終協議) D	合計 E=B+C+D	今年度通知額 割合 F=E/A
一般会計債	62,063	27,071	51,242	2,147	80,461	129.6%
公共事業等	16,195	7,069	11,264	90	18,424	113.8%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	4,778	1,538	2,435	60	4,033	84.4%
公営住宅建設事業	1,110	1,165	997	18	2,180	196.4%
災害復旧事業	3,491	30	2,534	1,200	3,765	107.8%
教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,974	5,566	107	7,647	229.9%
学校教育施設等	1,223	855	2,589	69	3,513	287.3%
社会福祉施設	373	271	366	5	641	172.0%
一般廃棄物処理	639	331	1,905	23	2,259	353.6%
一般補助施設等	552	246	500	10	756	137.0%
施設(一般財源化分)	540	271	205	1	477	88.3%
一般単独事業	26,807	14,529	20,604	476	35,609	132.8%
一般	2,605	6,163	3,464	28	9,655	370.7%
地域活性化	690	418	572	17	1,007	145.9%
防災対策	871	224	478	6	707	81.2%
地方道路等	3,221	3,603	1,733	62	5,397	167.6%
旧合併特例	6,200	722	4,070	110	4,902	79.1%
緊急防災・減災	5,000	1,125	4,417	75	5,616	112.3%
公共施設等適正管理	4,320	1,290	3,577	94	4,961	114.8%
緊急自然災害防止対策	3,000	760	1,997	81	2,838	94.6%
緊急浚渫推進事業	900	225	297	3	525	58.3%
辺地及び過疎対策事業	5,210	5	5,338	1	5,344	102.6%
辺地対策	510	—	530	—	530	103.9%
過疎対策	4,700	5	4,808	1	4,814	102.4%
公共用地先行取得等事業	345	425	158	35	617	179.0%
行政改革推進	700	336	1,680	37	2,053	293.2%
調整	100	—	666	124	790	789.9%
公営企業債	28,114	3,016	22,197	708	25,922	92.2%
水道事業	6,479	333	5,021	4	5,357	82.7%
工業用水道事業	338	—	324	—	324	95.8%
交通事業	2,198	578	1,737	3	2,318	105.4%
電気事業・ガス事業	260	4	229	—	233	89.5%
港湾整備事業	555	95	443	—	537	96.8%
病院事業・介護サービス事業	4,010	397	3,368	31	3,796	94.7%
市場事業・と畜場事業	407	50	163	118	330	81.2%
地域開発事業	708	234	474	—	708	100.0%
下水道事業	13,048	1,312	10,344	554	12,209	93.6%
観光その他事業	111	14	96	—	110	99.0%
臨時財政対策債	31,398	9,253	22,008	9	31,269	99.6%
退職手当債	800	—	608	61	669	83.6%
補正予算債	14,547	123	260	8,774	9,157	62.9%
国の予算等貸付金債	(250)	(145)	(78)	(5)	(229)	91.5%
合計	136,922	39,463	96,315	11,700	147,477	107.7%
減収補填債	13,012	780	5,601	6,249	12,631	97.1%
特別減収対策債	—	—	84	232	317	—
借換債	—	221	—	2	222	—
猶予特例債	—	51	808	197	1057	—
総計	(250)	(145)	(78)	(5)	(229)	91.5%
	149,934	40,516	102,808	18,380	161,704	107.8%

(注1)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2)国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (最終協議) D	合計 E=B+C+D	割合 F=E/A
一般会計債	22	15	77	0	93	420.9%
公営住宅建設事業	14	—	14	—	14	101.4%
災害復旧事業	7	—	2	—	2	30.5%
一般補助施設等 ※ ※	—	15	61	0	75	—
一般単独事業	1	1	0	—	1	79.4%
公営企業債	2	—	3	—	3	138.5%
水道事業	1	—	2	—	2	230.7%
下水道事業	1	—	0	—	0	46.2%
国の予算等貸付金債	(2)	—	—	(1)	(1)	30.0%
総計	(2)	—	—	(1)	(1)	30.0%
	24	15	80	0	95	397.3%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (最終協議) D	合計 E=B+C+D	割合 F=E/A
1 通常収支分	(250)	(145)	(78)	(5)	(229)	91.5%
	149,934	40,516	102,808	18,380	161,704	107.8%
2 東日本大震災分	(2)	—	—	(1)	(1)	30.0%
	24	15	80	0	95	397.3%
合計	(252)	(145)	(78)	(6)	(229)	91.0%
	149,958	40,531	102,888	18,380	161,799	107.9%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。